

当選商法

「あなたは当選しました！」
「あなたは選ばれました！」



突然、海外から 「当選しました!」という ダイレクトメールが届いて…

相談事例

「500万円の賞金が確定。あなたは賞金を受け取る権利があります」と記されたダイレクトメールが海外から郵送されてきた。「賞金をもらうためには申込書に名前、当選番号、クレジットカード番号などの必要事項を記入し、手数料3,000円を添えて返送してください」と書かれていたため、申し込みをしてしまった。



やった!
当たったわ!

名前、当選番号、
クレジットカード番号
を記入してください。

あなたは賞金を
受け取る権利が
あります!



ちょっと待って!
高額の当選金は実は
手数料を払わせる
ワナかも



対策のポイント

- そもそも応募していないのに、「当選した!」という、うまい話はありません。
- 国内での海外宝くじの取引は、**刑法187条**により**違法行為**になります。絶対に申し込んではいけません。
- 申し込みや応募によって、次々とダイレクトメールが送られてきたり、個人情報がもれたりするおそれがあります。**無視することが最善の予防策**です。

ご相談は

市町村消費生活相談窓口又は鳥取県消費生活センターへ